

高松市リスクマネジメント体制全庁モニタリング報告書の概要

高松市リスクマネジメント体制整備要綱に基づき、全庁モニタリング報告書の概要を公表するものです。

1 リスクマネジメント体制の整備及び運用について

高松市においては、「高松市リスクマネジメント体制整備要綱」（令和2年5月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、高松市長をリスクマネジメント最高責任者とし、事務の管理及び執行が、法令等に適合し、かつ適正に行われることを確保するために必要な体制の整備を行っています。

リスクマネジメント体制の運用は、各所属による不祥事撲滅推進プログラム作成と実施、毎月2回のリスクマネジメント会議実施及び月1回のリスクマネジメント報告（局別報告書）、局別報告書に基づく月1回の全庁リスク報告内容の局長会議における検討、並びに年度末のリスク対応状況のモニタリング等により実施しています。

各所属が作成する不祥事撲滅推進プログラムは、全所属職員に共通する全庁リスク対策項目及び各所属が定める個別リスク対策項目により構成されています。

各所属は、深刻度大とされるリスクを認識した場合や、リスク対応状況のモニタリングにおける協議により再発防止策を変更し、不祥事撲滅推進プログラムに反映することとした場合等に、個別リスク対策項目の内容を改定するとともに、リスクマネジメント最高責任者の指示があり、全庁リスク対策項目が改訂された場合等に、不祥事撲滅推進プログラムの内容を改定しています。

2 手続

令和6年4月1日から令和7年3月31日までを対象期間とし、モニタリングを実施しました。

まず、各所属において、上記対象期間にリスクマネジメント会議において定めた再発防止策について、現在実施されているか否か、深刻度の変化等により実施内容を変更する必要があるか否か等を協議しました。

この協議の内容に関するモニタリング報告は、リスクマネジメント管理者（所属の課長職にある職員）からリスクマネジメント統括部署（総務局コンプ

ライアンス推進課）に対するモニタリング報告書の提出により行われました。

上記の協議の結果、再発防止策が適切に実施されていないと判明したリスク、又は実施内容を変更する必要があるとされたリスクがある所属については、リスクマネジメント管理者等が改めて不祥事撲滅推進プログラムの点検によるリスクの特定及び特定したリスクの分析、評価及び対応について協議を行った上で、必要な措置を取り、その内容が報告されています。

この報告を受け、リスクマネジメント統括部署は、再発防止策の実施状況、再発防止策が適切に実施されていないと判明したリスク等について講じられた措置の状況等について、書面調査又はヒアリング調査を実施し、リスクマネジメント体制の整備及び運用上の不備の有無を明らかにし、全庁モニタリング報告書を取りまとめ、リスクマネジメント統括責任者（総務局長）に送付し、リスクマネジメント統括責任者は、リスクマネジメント最高責任者に、その内容を報告しました。

3 結果

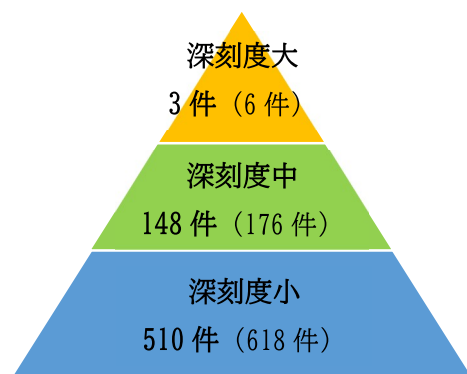
（１） 発生リスクと対策の状況

対象期間中のリスクの発生件数は661件報告されており、深刻度別の内訳で見ると、深刻度大が3件（0.5%）、深刻度中が148件（22.4%）、深刻度小が510件（77.2%）となっています。

（参考）前年度の状況

リスクの発生件数 800件

深刻度大6件（0.8%）、中176件（22.0%）、小618件（77.2%）



リスクレベルの順に、
深刻度大 > 深刻度中 > 深刻度小
※ 括弧書きは前年度

深刻度大と評価されたリスクに対しては、全て再発防止策の実施が決定され、また、適切に実施されていました。

(2) 深刻度大と評価されたリスクの内容と再発防止策

No.	事案の内容	再発防止策
1	アレルギー児に誤って食品を提供した事案。	(全庁リスクに該当しない) 配膳の際、アレルギー児のものは他児と同時進行で行わず、最初に配膳する。 配膳時及び喫食直前の給食日誌との照合、確認を複数人で確実に行う。 時間がないときでも職員同士で声を掛け合い、落ち着いて配膳できるようにする。
2	アレルギー児に誤って食品を提供した事案。	(全庁リスクに該当しない) アレルギー食の提供手順を全職員で再確認し、手順書に従って提供する。 配膳時及び喫食直前の給食日誌との照合・確認を、複数人で確実に行う。 時間がない時でも職員同士で声を掛け合い、落ち着いて配膳できるようにする。
3	アレルギー児に誤って食品を提供した事案。	(全庁リスクに該当しない) 献立の変更を行う際は、提供する食品のアレルゲンについて複数人で確認する。 備蓄食品を使用する際には、アレルゲンについて調理担当者と保育士でダブルチェックを行ってから提供する。

(3) リスクマネジメント体制の整備及び運用に対する評価

ア 評価の視点

リスクマネジメント体制の不備は、リスクマネジメント体制が存在し

ない、規定されている方針及び手続ではリスクマネジメント体制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の整備上の不備と、整備段階で意図したようにリスクマネジメントの効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた運用上の不備からなります。

また、整備上の不備のうち重大な不備としては、全庁リスク対策項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものが該当し、運用上の不備のうち重大な不備としては、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものが該当します。

イ リスクマネジメント体制の整備上の不備について

対象期間中のリスクマネジメント体制の整備上の不備については、対象期間中に発生した深刻度大と評価されるリスクが、既に全庁リスク対策項目その他の規定されている方針及び手続において対策が講じられるとともにそれらが適切に適用されているものであったことから、該当する事案はありませんでした。

ウ リスクマネジメント体制の運用上の不備について

対象期間中のリスクマネジメント体制の運用上の不備については、対象期間中に発生した深刻度大と評価される全てのリスクが、既に講じられていた全庁リスク対策項目等に基づく対策の効果が得られず、結果として不適切な事項を発生させたものであることから、3件全てが該当するものと認められます。

しかしながら、これらが結果的に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたと言えず、重大な不備には該当する事案は認められませんでした。

4 モニタリングの結果

上記のとおり、リスクマネジメント体制の整備及び運用上の不備に該当する事案が認められましたが、これらの事案については、前述のとおり全て再発防止策が講じられ、適切に実施されていました。

以上のことから、リスクマネジメント体制は有効に整備及び運用されていると判断するものです。

5 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和7年8月29日 高松市長 大西 秀人